

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

令和元年 7 月 16 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p><b>(株主コミュニティの組成)</b>  <b>第 4 条</b> ( 現行どおり )  <b>2</b> ( 現行どおり )  ( 削 る )</p> <p><b>(株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止)</b>  <b>第 9 条</b> ( 現行どおり )  <b>2</b> 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。<u>ただし、当該勧誘の相手方が当該株主コミュニティ銘柄の保有者又は当該株主コミュニティ銘柄の発行者の役員若しくは従業員であることを確認できた場合は、この限りでない。</u>  <b>3</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>(確認書の徴求等)</b>  <b>第 10 条</b> 運営会員は、当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。<u>以下同じ。</u>）を除く。）から、第 15 条第 1 項に掲げる書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該投資者の判断と責任において株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該投資者に交付し、これらについて十分に説明を行うとともに、株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確</p>	<p><b>(株主コミュニティの組成)</b>  <b>第 4 条</b> ( 省 略 )  <b>2</b> ( 省 略 )  <b>3</b> <u>会員は、金融商品取引所により上場廃止とされた店頭有価証券にあつては、上場していた期間に引き続いて株主コミュニティを組成してはならない。</u></p> <p><b>(株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止)</b>  <b>第 9 条</b> ( 省 略 )  <b>2</b> 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。  <b>3</b> ( 省 略 )</p> <p><b>(確認書の徴求等)</b>  <b>第 10 条</b> 運営会員は、当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。）から、第 15 条第 1 項に掲げる書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該投資者の判断と責任において株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該投資者に交付し、これらについて十分に説明を行うとともに、株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書を徴求し</p>

新	旧
<p>認書を徴求しなければならない。</p> <p><b>(株主コミュニティ銘柄に関する情報提供)</b></p> <p><b>第 12 条</b> 運営会員は、次の各号に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報について、公表しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該運営会員が取り扱う株主コミュニティ銘柄の銘柄名</li> <li>2 当該株主コミュニティ銘柄の発行者が当該発行者に関する情報を掲載するウェブページのURL（ウェブサイトを持たない発行者にあつては、代表電話番号）</li> <li>3 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の株主に対する特典</li> <li>4 当該株主コミュニティ銘柄に関する募集等の取扱い等を行っている場合は、その旨及び申込期間</li> </ol> <p><b>2</b> 運営会員は、<u>次の各号に掲げる場合を除き、株主コミュニティ銘柄に関する情報を当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者に対して提供してはならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>前項各号に掲げる情報を提供する場合</u></li> <li>2 <u>第 9 条第 3 項の規定に基づき株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し情報を提供する場合</u></li> <li>3 <u>当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者からの求めに応じ、次のいずれかに該当する情報を提供する場合</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>イ <u>当該株主コミュニティ銘柄の発行者が公告した若しくは公衆の縦覧に供している情報又は不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している情報</u></li> <li>ロ <u>当該株主コミュニティ銘柄の発行者が、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者へ提供することに同意した情報</u></li> <li>ハ <u>当該株主コミュニティ銘柄の約定に関する情報</u></li> </ol> </li> </ol>	<p>なければならない。</p> <p><b>(株主コミュニティ銘柄に関する情報提供)</b></p> <p><b>第 12 条</b> ( 同 左 )</p> <p><b>2</b> 運営会員は、<u>前項各号に掲げる事項以外の株主コミュニティ銘柄に関する情報を当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者に対して提供してはならない。ただし、第 9 条第 3 項の規定に基づき株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し情報を提供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>( 新 設 )</p> <p>【第 2 項本文冒頭より移動】</p> <p>( 新 設 )</p> <p>【第 2 項本文ただし書きより移動】</p> <p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p><b>(情報の取得)</b></p> <p><b>第 13 条</b> 運営会員は、次の各号に定めるところにより、<u>発行者に関する</u>情報を取得しなければならない。</p> <p>1 運営会員は、金商法第 5 条の規定に基づく有価証券届出書、同法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書、同法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書（同法第 24 条の 4 の 7 第 2 項の規定により四半期報告書を任意に提出する場合にあっては、当該四半期報告書）又は同法第 24 条の 5 第 4 項に規定する臨時報告書（以下「有価証券届出書等」という。）を作成する<u>発行者に関する</u>情報にあっては、次のイ又はロに掲げる情報を、当該イ又はロに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。</p> <p>イ・ロ（ 現行どおり ）</p> <p>2 運営会員は、前号以外の発行者に<u>関する</u>情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。</p> <p>イ～チ（ 現行どおり ）</p>	<p><b>(情報の取得)</b></p> <p><b>第 13 条</b> 運営会員は、次の各号に定めるところにより、<u>発行者に係る</u>情報を取得しなければならない。</p> <p>1 運営会員は、金商法第 5 条の規定に基づく有価証券届出書、同法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書、同法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書（同法第 24 条の 4 の 7 第 2 項の規定により四半期報告書を任意に提出する場合にあっては、当該四半期報告書）又は同法第 24 条の 5 第 4 項に規定する臨時報告書（以下「有価証券届出書等」という。）を作成する<u>発行者に係る</u>情報にあっては、次のイ又はロに掲げる情報を、当該イ又はロに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。</p> <p>イ・ロ（ 省 略 ）</p> <p>2 運営会員は、前号以外の発行者に<u>係る</u>情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。</p> <p>イ～チ（ 省 略 ）</p>
<p><b>(参加者への株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供)</b></p> <p><b>第 14 条</b> 運営会員は、前条各号に規定する情報を取得した場合は、<u>当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者</u>に対し当該情報を提供し、又は当該参加者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならない。</p>	<p><b>(参加者への株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供)</b></p> <p><b>第 14 条</b> 運営会員は、前条各号に規定する情報を取得した場合は、<u>参加者</u>に対し当該情報を提供し、又は当該参加者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならない。</p>
<p><b>(店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前交付書面の交付)</b></p> <p><b>第 15 条</b> 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家を除く。）に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、次の各号に掲げる事項を含めて記載の上、同条に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならない。</p>	<p><b>(店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前交付書面の交付)</b></p> <p><b>第 15 条</b> 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家（<u>金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家</u>（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の参加者とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除</p>

新	旧
<p>1～17 ( 現行どおり )</p> <p><b>2</b> ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和元年8月1日から施行する。</p>	<p>く。) に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、次の各号に掲げる事項を含めて記載の上、同条に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならない。</p> <p>1～17 ( 省 略 )</p> <p><b>2</b> ( 省 略 )</p>